学校いじめ防止等基本方針

香取市立竞成小学校

１　いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

２　いじめの形態（具体的な内容）

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

・仲間はずれ、集団による無視をされる。

・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

・金品をたかられる。

・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

（参考）　文部科学省　平成２４年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

３　学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導部会を核とした学校いじめ対策組織を設置し、以下の取組を実施する。

⑴ 学校いじめ防止等基本方針を策定する。

⑵ 学校いじめ防止等基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。

⑶ 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。

⑷ 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。

⑸ いじめの疑いに関する情報や児童（生徒）の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。

⑹ いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。

⑺ 構成員は、生徒指導部会を基本とするも、(1)の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また(5)の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

４　いじめ防止等のための方針

⑴ 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。

⑵ 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。

⑶ 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のあ

る組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。

(4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。

(5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

５　具体的な取り組み

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア　いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し

・教師用のチェックリストの作成と活用

イ　道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実

・全教育活動を通して、道徳教育の推進

・児童会活動等、児童の自発的な活動の展開

・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進

・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進

・人権教育等の推進

・読書活動の推進

ウ　インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進

・プロバイダ責任制限法による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知

・ネットの危険から子どもを守るため、保護者への啓発

エ　教職員研修の推進

・職員会議でのいじめ防止等の共通理解

・いじめの防止等に関する事例研修の実施

・生徒指導の機能を重視した分かる授業の展開

・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

オ　保護者や地域住民等への啓発活動

・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知

・リーフレット「学校・家庭・地域が一体となったストップいじめ」の配付

・リーフレット「今こそ『いじめゼロ』を目指して」の配付

・「いじめゼロ宣言」の児童会での採択と周知

・道徳の授業の一般公開

⑵ 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア　「SOSの出し方教育」の実施

・児童生徒が正しく援助希求行動を出せるようにし、悩みを抱える生徒の不登校自殺等を未然に防止する。

・家庭との情報共有を行い、家庭での見守りを依頼する。

イ　早期発見のための措置

・日常的な一人一人への声かけ

・昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察

・連絡帳等保護者が記載した内容への丁寧な対応、電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携

・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施

・定期的な教育相談の実施

（年２回：５月中旬、１１月中旬）

ウ　相談体制の整備

・児童と教職員の豊かな人間関係の構築

・保健室の相談機能の充実

・相談箱の設置

・いじめについて「話す勇気」の指導

・児童の相談記録等、情報の全職員による共通理解

・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先

電話番号　５９－３８４２

担当：教頭・生徒指導主任・養護教諭

参考）　香取市ほっとダイヤル　＜教育委員会対応＞

電話番号　５０－１２８８

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」を作成し、組織的に対応する。

以下概要

ア　いじめの認知

・いじめの疑いについての初期情報の把握

保護者や地域住民等からの相談先

学校電話番号　５９－３８４２

イ　初期対応

①　学校いじめ対策委員会で初期対応の方針の決定

②　教育委員会への報告と連携

③　いじめられている児童及びその保護者への方針説明

④　事実関係を明確にする調査

⑤　初期支援・指導

ウ　二次対応

⑥　情報整理と具体的な指導・支援体制の確立と全職員による共通理解

⑦　保護者への報告と支援・助言

エ　長期対応

⑧　関係児童の心のケア

⑨　再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ　重大事態発生時の関係機関との連携

参考）　重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第２８条より）

（ア）いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき

（イ）いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

竟成小学校 いじめ発生時の対応マニュアル

☆教師の見取り　☆本人の訴え　☆保護者からの情報
☆児童生徒からの情報　☆地域からの情報　☆その他

※詳細については，次頁以降の
支援・指導・助言のポイント参照

学校電話　59-3842

竟成小いじめ対策委員会

★　学校いじめ対策組織を中心に，初期対応の方針を決め，事実確認を行う。

重大事態の疑いのある場合
※教育委員会の対応は別紙

初期対応

①初期対応の方針を決定　②教育委員会への報告と連携
③いじめられている児童生徒と保護者への方針説明
④いじめの事実確認　⑤初期支援（指導）

いじめられている児童生徒に対しての事実確認	いじめている児童生徒に対しての事実確認	学級・学年・学校の児童生徒に対しての事実確認
い　じ　め　の　詳　細　を　確　認		
初期支援 ・辛い心情に共感しながら心の安定を図り，徹底的に守ることを伝える。 ・安心して登校できる支援措置	**初期指導** ・いじめを即やめさせる。 ・相手の心情への理解を促しながら，自分の行為を見つめさせる。	**初期指導** ・いじめられている児童生徒の心情を考えさせ，当事者意識をもたせる。

★　④⑤をもとに，⑥指導方針を固め，⑦保護者の理解と協力を得る。

香取市教育委員会

学校教育課　50-1239
学校に対する
(1)必要な支援
(2)必要な措置の指示
(3)自ら必要な調査

二次対応

⑥情報を整理→具体的な指導・支援体制を確立→全職員で共通理解
⑦保護者への報告と支援・助言（即日，直接会って，複数で対応）

いじめられている児童生徒の保護者に対しての支援
・いじめの事実を正確に伝え，保護者の心情を十分に理解するとともに，学校の指導方針を説明し，「子どもを絶対に守る」という姿勢のもとで信頼関係を作る。

この間で争いが起きないよう必要な措置をとる

いじめている児童生徒の保護者に対しての助言
・いじめの事実を正確に伝え，具体的な対処法や今後の生活について指導，助言し，保護者の協力を得る。

★　⑧関係児童生徒の心のケアを，全職員で組織的に行う。

関係諸機関

香取警察署　54-0110
銚子児童相談所
0479-23-0076
スクールカウンセラー
香取健康福祉センター
52-9161

長期対応

いじめられている児童生徒
・安心して学校生活を送れるようにするために，グループや席替え，別室登校等も視野に入れ，適切な措置をとる。
・心に深い傷を負うなど深刻な被害がある場合は，スクールカウンセラー等と連携を図り心理的なケアを行う。
・いじめにかかわった児童生徒との関係については本人の意向を尊重し，時間をかけて人間関係の修復に努める。

いじめられている児童生徒の保護者
・家庭との情報交換をするとともに，子どもが安心して学校生活を送れるような具体的改善策を示す。

いじめている児童生徒
・自らいじめた相手と話し合える場を設定し，本人から謝罪できるようにする。（心からの謝罪であること）
・思いやりの心や規範意識の育成を目指し，人間として取るべき行動について考えられるよう継続的に指導する。
★校長及び教員による懲戒（学校教育法第１１条）
→教育上必要があると認めるとき

いじめている児童生徒の保護者
・家庭との情報交換をするとともに，家庭への協力事項を具体的に示し，ともに子どもを育てていく体制を築く。

学級・学年・学校の児童生徒
・止められなかった自分を見つめ直したり，止める手立てを具体的に考えたりすることを通して，再発防止に努める。
・いじめのない学校生活にするために自分が果たすべき役割を明確にし，行動できるよう支援する。

★　⑨再発防止に向けた支援・指導・助言を継続的に行う。

必要に応じて保護者会の開催
・いじめの事実経緯の説明
・学校の指導の経緯の説明
・今後の指導方針の説明
・保護者への協力依頼

・**いじめられていた児童生徒**→学級活動，授業中，休み時間等の態度や様子に注意し，教職員間の定期的な情報交換や協議により，さらなる支援につなげる。
・**いじめていた児童生徒**→教職員が積極的にかかわり，校内外での本人の所属感や自己有用感を高めるとともに，思いやりの心や規範意識を育てる。
・**学級，学年，学校の児童生徒**→いじめ問題を解決できる学級，学年集団の育成を図る。　・**保護者**→継続的な情報交換と誠意ある対応で協力体制を維持する。

〜　いじめの未然防止に向けた取り組み　〜

６　その他

① 学校いじめ防止等基本方針のホームページでの公開

② 学校いじめ防止等基本方針の学校評価での活用

③ その他いじめの防止等に関する措置の推進